

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度五ヶ瀬川・大瀬川適正分派事業（天下地区）埋蔵文化財発掘調査委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 麻 生 宏 斉 宮崎県延岡市大貫町１丁目２８８９
契 約 締 結 日	令和　５年　４月２０日
契約の相手方の氏名及び住所	宮崎県知事 宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０－１
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥１２，７００，７８２－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務件名 令和5年度 五ヶ瀬川・大瀬川適正分派事業（天下地区）
埋蔵文化財発掘調査委託業務
2. 履行場所 宮崎県延岡市天下町776ほか
3. 契約の相手方 名称：宮崎県
住所：宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7251

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、河川の事業施工前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、事業施工箇所の埋蔵文化財発掘調査を関係教育委員会に委託するものである。

3) 契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法を熟知し、なおかつ、発掘作業等を専門的に実施する必要がある。

宮崎県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業等を行っている。

以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、宮崎県が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、宮崎県と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

延岡河川国道事務所 流域治水課長